協　定　書

下水道施設の維持管理における広域連携に関する協定

下水道施設の維持管理における広域連携に関する協定

地域インフラ群再生戦略マネジメントに参画する、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町及び田尻町（以下、「各自治体」という。）は、下水道分野における広域連携を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条

本協定は、人口減少、施設の老朽化、技術職員の不足及び維持管理需要の増大等、下水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、構成団体が相互に連携しながら、公共下水道事業等に係る広域連携、維持管理業務の共同化・標準化、技術継承、データ連携について協議及び検討を行うことにより、持続可能な管理体制の構築並びに住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条

各自治体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、必要な情報共有、意見交換、調査及び検討を行うものとする。

(1) 人材育成、人事交流及び技術支援に関する事項

(2) 維持管理データ及び維持管理基準の共同化・標準化並びに技術の高度化に関する事項

(3) 官民連携事業の推進に関する事項

(4) 共同発注に向けた調査・検討に関する事項

(5) 経営の共同化に関する事項

(6) 災害その他緊急時における相互支援

(7) その他本協定の目的達成に必要な事項

（人材育成、人的支援及び技術支援）

第３条

各自治体は、維持管理業務の円滑な実施及び技術力の向上を図るため、職員の相互派遣、技術支援、助言、アドバイザリー支援その他必要な人的支援を実施することができる。

2　各自治体は、専門的知識及び技術の継承を図るため、必要に応じて人事交流を行うことができる。

3　各自治体は、維持管理に係る専門人材の育成及び技術力の向上を図るため、次に掲げる取組を共同して推進するものとする。

(1) 合同研修会及び技術講習会の開催

(2) 実務研修及び OJT の実施

(3) 技術マニュアル、点検要領及び事例集の共有

(4) 技術継承に関する取組

(5) その他人材育成に必要な事項

（データ及び維持管理基準の共同化・標準化並びに技術の高度化）

第４条

各自治体は、維持管理業務の効率化及び広域的な連携を推進するため、維持管理に係るデータについて、可能な限り共通のデータ仕様及び管理方法等を採用するよう努めるものとする。

2　各自治体は、点検基準、診断基準、品質管理基準、要求水準書、積算条件その他維持管理業務に必要な基準書等について、可能な限り標準化を図るものとする。

3　各自治体は、GIS、AI その他のデジタル技術を活用した情報共有及び維持管理の高度化を推進するものとする。

（官民連携事業の推進）

第５条

各自治体は、維持管理業務の効率化、品質の向上及び持続可能な管理体制の構築を図るため、官民連携事業（PPP/PFI その他これに類する手法を含む。）を推進するものとする。

2　各自治体は、法令及び各自治体の契約手続に従い、広域的な連携による官民連携事業の実施を図るため、先行して事業を開始する自治体が、構成自治体を代表して共通の民間事業者（以下「パートナー」という。）を選定することができるものとする。この場合、他の自治体は、当該選定結果を活用し、それぞれの参画時期に応じて、当該パートナーを共同して活用することができる。

なお、各自治体における具体的な実施内容、契約条件等については、各自治体が必要とする内容に応じて定めるものとする。

（共同発注）

第６条

各自治体は、維持管理業務の効率化、品質の向上、事業費の縮減及び事業の継続性の確保を図るため、関係法令及び各自治体の契約に関する規定等に基づき、同種又は類似する調査、設計、点検、維持管理、更新その他の業務について共同で発注することができる。

２　共同発注に当たって各自治体は、業務範囲、契約方法、費用負担、リスク分担等について、可能な限り統一及び調整を図るものとする。

３　共同発注の実施方法、代表自治体の選定、役割分担その他必要な事項は、各自治体が協議して定めるものとする。

（経営の共同化）

第７条

各自治体は、インフラ施設の持続可能な経営基盤の強化及び経営の効率化を図るため、経営資源を有効に活用し、広域的な連携による経営の共同化を研究するものとする。

２　各自治体は、次に掲げる事項について共同で取り組み、又は相互に連携することができる。

(1) 維持管理計画、更新計画及び経営計画に資する取組

(2) アセットマネジメント及び施設情報の共同活用

(3) 業務運営及び技術的支援

(4) コスト縮減及び経営改善に資する取組

(5) その他経営の共同化に必要な事項

（情報共有）

第８条

各自治体は、本協定の目的を達成するため、相互に連携し、第２条に掲げる連携事項に関する情報共有、意見交換、調査及び検討を行うものとする。

（災害時における相互支援）

第９条

各自治体は、災害その他緊急事態が発生した場合には、応急復旧及び住民生活への影響を最小限とするため、人的支援、技術支援、資機材の提供、応急資材の融通、情報共有その他必要な協力を相互に行うものとする。

（費用負担）

第 10 条

本協定に基づく取組に要する費用は、原則として各自治体が負担するものとし、共同で実施する事業については、その都度協議して定めるものとする。

２　構成団体が共同で調査、検討、資料作成、その他費用を伴う取組を実施する場合の費用負担は、各自治体が協議の上、別途定めるものとする。

（法令等の遵守）

第 11 条

本協定に基づく連携事業等を実施するに当たり、下水道法その他関係法令、各自治体の条例、規則及びその他の規定を遵守するものとする。

（秘密保持）

第 12 条

各自治体は、本協定に基づき知り得た非公開情報について、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾なく第三者へ開示してはならない。

（協定の有効期間）

第 13 条

この協定の有効期限は締結日から翌年の３月末とする。ただし、期間満了の１ケ月前までに各自治体へ申入れがない場合は、更に１年間継続するものとし、以降同様とする。

（協定の変更）

第 14 条

本協定の内容を変更する必要が生じた場合は、協議の上、書面により変更するものとする。

（協議）

第 15 条

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じた場合は、各自治体が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

この協定の締結の証として本書必要数を作成し、各自治体記名押印のうえ、各自１通保有する。

令和　８年　　月　　日

岸和田市

岸和田市長　　佐野　　英利　　㊞



貝塚市下水道事業

貝塚市長　　牛尾　治朗　　㊞



泉佐野市下水道事業

泉佐野市上下水道事業管理者　木内　利昭　　㊞



熊取町下水道事業

熊取町長　　藤原　敏司　　㊞



田尻町

田尻町長　　山本　一男　　㊞









泉州地域の公共インフラ分野における広域連携に関する協定書

我が国においては、人口減少及び人口構造の変化に伴う財政制約の進行、公共インフラ（道路、公園、下水道その他の土木分野の社会基盤施設を示す。）の老朽化及び管理施設の増加、技術職員の不足並びに技術継承の課題など、公共インフラを取り巻く環境が大きく変化している。また、今後は施設の更新需要の増大に加え、自然災害の激甚化・頻発化への対応やデジタル技術の活用など、公共インフラの維持管理及び運営に求められる役割は一層高度化・複雑化することが見込まれる。

このような状況において、各自治体がそれぞれ限られた人的・財政的資源のみで公共インフラの維持管理を担い続けることは、今後ますます困難となることが懸念されている。

そうしたなか、令和５年 12 月より岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町（以下「泉州地域 12 市町」という。）並びに大阪府が国土交通省による地域インフラ群再生戦略マネジメントのモデル地域として選定され、公共インフラの維持管理における広域連携及び官民連携の導入等について検討を進めてきた。さらに、令和８年７月 29 日に大阪府が運営する大阪府泉北地域維持管理連携プラットフォーム及び大阪府泉南地域維持管理連携プラットフォームに、泉州地域 12 市町及び大阪府により構成される泉州地域インフラ群再生戦略マネジメント検討会（以下「甲」という。）を位置づけた。

公共インフラを将来にわたり適切に持続可能な形で維持管理していくためには、自治体間における情報共有や技術交流を促進し、それらを基盤として業務の標準化、共同化及び広域的なマネジメントを段階的に推進するとともに、社会実装及び効果検証を通じてその取組を持続的に推進するための枠組みを構築していくことが重要である。

そのようなことから、甲、公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下「乙」という。）、大阪大学大学院工学研究科（以下「丙」という。）、大阪公立大学研究推進機構協創研究センター　都市社会研究センター、大阪公立大学大学院工学研究科及び大阪公立大学都市科学・防災研究センター（以下「丁」という。）、桃山学院大学工学部（以下「戊」という。）、インフラメンテナンス国民会議近畿本部フォーラム（一般社団法人国土政策研究会関西支部）（以下「己」という。）は、相互に連携及び協力しながら、泉州地域の公共インフラ分野における広域連携を推進し、持続可能な公共インフラマネジメントの実現を目指して、本協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、泉州地域 12 市町の公共インフラ分野における広域連携を推進し、持続可能な公共インフラマネジメントの実現に資する取組を行うため、甲、乙、丙、丁、戊及び己が相互に連携し、協力することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲、乙、丙、丁、戊及び己は、前条の目的を達成するため、甲が行う取組みに対し、乙、丙、丁、戊及び己が必要な情報共有、意見交換及び検討を行い、その成果を活用しながら相互に連携して公共インフラマネジメントの取組を推進するものとする。

（各者の役割）

第３条　甲は、泉州地域インフラ群再生戦略マネジメント検討会会則に従い、泉州地域におけるインフラ群の再生戦略を検討する。

２　乙は、前項に基づく甲の検討を支援するため、公共インフラの維持管理に係る包括的な業務委託等の発注及び運営に関する支援その他必要な支援を行うものとする。

３　丙は、第 1 項に基づく甲の検討を支援するため、公共インフラ分野に関するデータの収集及び分析、劣化予測その他効率的かつ効果的な公共インフラマネジメントの社会実装に関する助言その他必要な支援を行うものとする。

４　丁は、第１項に基づく甲の検討を支援するため、都市の社会課題の分析と解決に向けた支援及び公共インフラの維持管理に関する技術相談、技術連携及び包括契約等の共同処理に関する調査研究並びに助言その他必要な支援を行うものとする。

５　戊は、第１項に基づく甲の検討を支援するため、公共インフラの維持管理・更新、整備等に関する技術的助言や調査研究その他必要な支援を行うものとする。

６　己は、第１項に基づく甲の検討を支援するため、その活動を通じた情報共有、人材交流及びネットワーク形成その他必要な支援を行うものとする。

（守秘義務）

第４条　甲、乙、丙、丁、戊及び己は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の機密情報を当該当事者の承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、以下の各号に定める情報については、この限りではない。

(1) 既に自ら保有していた情報
(2) 既に公知の事実であった情報
(3) その取得後自らの責めによらずして公知になった情報
(4) その取得後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務も課されることなく取得した情報
(5) 法令により開示をもとめられたもの

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の１ヶ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己のいずれからも書面による改廃の申入れがないときは、さらに１年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協定内容の変更等）

第６条　本協定の内容の変更、本協定の解釈に疑義が生じた場合その他本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 21 通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己を構成する組織の代表者がそれぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年 10 月 23 日

泉州地域の公共インフラ分野における広域連携に関する協定書

甲

岸和田市岸城町７番１号

岸和田市長　佐野　英利

貝塚市畠中１丁目17番１号

貝塚市長　牛尾　治朗

和泉市府中町２丁目７番５号

和泉市長　辻　宏康

泉南市樽井１丁目１番１号

泉南市長　山本　優真

泉北郡忠岡町忠岡東１丁目34番１号

忠岡町長　是枝　綾子

泉南郡田尻町嘉祥寺375番地１

田尻町長　山本　一男

堺市西区鳳東町４丁390番１号

大阪府鳳土木事務所長　伊東　寛之

泉大津市東雲町９番12号

泉大津市長　南出　賢一

泉佐野市市場東１丁目１番１号

泉佐野市長　千代松　大耕

高石市加茂４丁目１番１号

高石市長　畑中　政昭

阪南市尾崎町35番地の１

阪南市長　上甲　誠

泉南郡熊取町野田１丁目１番１号

熊取町長　藤原　敏司

泉南郡岬町深日2000-１

岬町長　田代　堯

岸和田市野田町３丁目13番２号

大阪府岸和田土木事務所長　木村　克郎

乙

大阪市中央区本町１丁目８番12号
オーク堺筋本町ビル10階
公益財団法人大阪府都市整備推進センター
理事長　尾花　英次郎

丙

吹田市山田丘2-1
大阪大学大学院工学研究科
研究科長　大政　健史

丁

大阪市城東区森之宮二丁目１番132号
大阪公立大学研究推進機構協創研究センター　都市社会研究センター
センター長　川野　英二

堺市中区学園町１番１号
大阪公立大学大学院工学研究科
研究科長　綿野　哲

大阪市住吉区杉本3-3-138
大阪公立大学都市科学・防災研究センター
所長　重松　孝昌

戊

大阪府和泉市まなび野1-1
桃山学院大学工学部
学部長　菊田　久雄

己

大阪市西区阿波座１-11-８サンロイヤル西本町３階
インフラメンテナンス国民会議近畿本部フォーラム
フォーラムリーダー　片岡　信之
（一般社団法人国土政策研究会 理事 兼 関西支部事務局長）